

中野区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

地方税法の改正等に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」という。）を次のように改正しました。

1 軽自動車税の環境性能割の廃止

令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割を廃止します。また、これに伴い「軽自動車の税種別割」を「軽自動車税」に改めます。

<令和8年4月1日施行>

【条例第37条、第37条の2、第37条の4～第40条、
第42条～第46条の2、付則第5条の2～第7条、平成
26年中野区条例第19号の附則第5条】

2 軽自動車税（旧種別割）のグリーン化特例（軽課）の適用期限の延長

令和8年度分（令和8年3月31日までに新規取得したもの）までとしている、環境負荷の少ない電気軽自動車と一定の天然ガス軽自動車に対して新規取得の翌年度分の軽自動車税に限り税率を軽減するグリーン化特例について、適用期限を令和10年度分（令和10年3月31日までに新規取得したもの）まで延長します。

<令和8年4月1日施行>

【条例付則第6条】

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税 (略)</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 軽自動車税 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第37条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、<u>その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第37条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税 (略)</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 軽自動車税 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第37条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等(法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)</u>に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第37条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)</u>が、<u>その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)</u>以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、<u>当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われ</u></p>

第37条の3 (略)

た場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第37条の3 (略)

(環境性能割の課税標準)

第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第37条の6 環境性能割は、申告納付の方法によって徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合に

	<p>は、その者に対し、<u>100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、区長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。</u> (<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p><u>第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>
<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p>	<p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p>
<p>第38条 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>	<p>第38条 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p>
<p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(1)~(3) (略)</p>
<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p>	<p>(<u>種別割の税率</u>)</p>
<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(1)~(3) (略)</p>
<p>2 軽自動車等の使用に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p>	<p>2 軽自動車等の使用に対して課する<u>種別割</u>の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p>
<p>(<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>)</p>	<p>(<u>種別割の賦課期日及び納期</u>)</p>
<p>第40条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>第40条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p>
<p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>
<p>第41条 削除</p>	<p>第41条 削除</p>
<p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>)</p>	<p>(<u>種別割の徴収の方法</u>)</p>
<p>第42条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。ただし、区長が必要と認めるときは、証紙により徴収することができる。</p>	<p>第42条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。ただし、区長が必要と認めるときは、証紙により徴収することができる。</p>
<p>(<u>軽自動車税に関する申告又は報告</u>)</p>	<p>(<u>種別割に関する申告又は報告</u>)</p>
<p>第43条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は</p>	<p>第43条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は</p>

小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第44条 (略)

2・3 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 (略)

2 法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車~~が~~法第445条、第37条の3若しくは同号又は同項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3～8 (略)

小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第44条 (略)

2・3 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 (略)

2 法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車~~が~~法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3～8 (略)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 (略)

(軽自動車税の減免)

第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等であつて必要があると認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 (略)

(種別割の減免)

第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等であつて必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規

規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の減免を受けようとする者については、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しないものとする。

3 （略）

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者について準用する。

第4節～第6節 （略）

第3章 （略）

付 則

第1条～第3条の3 （略）

定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者については、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しないものとする。

3 （略）

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けた者について準用する。

第4節～第6節 （略）

第3章 （略）

付 則

第1条～第3条の3 （略）

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前3条」とあるのは「前3

条及び付則第3条の4第1項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第3条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、区長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の4第1項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第3条の4第1項」とする。

第3条の5～第3条の9 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項及び付則第3条

第3条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の4の2第1項」と、同項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第3条の4の2第1項」とする。

第3条の5～第3条の9 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の4第1項、付則第3条の

の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第5条 (略)

4の2第1項及び付則第3条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第5条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第5条の3 当分の間、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する

年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ)(イ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」とする。

る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第1項第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ)(イ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第1項第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)(イ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項におい

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定によ

て同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割

る区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則

の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるの

第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

第11条・第11条の2 (略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 (略)

は「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

第11条・第11条の2 (略)

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

第14条 (略)

(先物取引に係る雑所得等に対する区民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

第14条 (略)

(先物取引に係る雑所得等に対する区民税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定

並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第

による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定による区民税の所

3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び同項後段の規定

<p>得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項及び第3条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条~第18条 (略)</p>	<p>による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条~第18条 (略)</p>
---	--

【附則第3条関係】中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る中野区特別区税条例第39条及び付則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る中野区特別区税条例第39条及び付則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中野区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。